

	章・条（見出し）	内容	対応する前文	備考
	第 1 章：総則			
第 1 条	目的			
第 2 条	言葉の意味	・ 子ども ・ 保護者 ・ 市民等 ・ 団体（育ち学ぶ施設） ・ 市		
	第 2 章：子どもの権利			
第 3 条	あらゆる場面における権利の保障	・ 安心して生きる権利 ・ 自分らしく生きる権利 ・ 遊ぶ権利 ・ 休息する権利 ・ 意見を表明し、参加する権利 ・ 差別されずに生きる権利	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ①みんな同じでなくていい。子どもが自分らしく生きる権利を大切にしてほしい。 ⑤子どもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。 ①子どもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい ②あらゆる差別を無くしてほしい。 など	
第 4 条	家庭における権利の保障	・ 愛情を受けて育つ ・ プライバシーの保護	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ②家の中でも外でも、大人も子ども同士でも、子どものプライバシーを守ってほしい。 など	
第 5 条	育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障	・ 安全、安心な環境 ・ 個性の尊重 ・ いじめや体罰の禁止 ・ プライバシーの保護 ・ 必要な支援の提供 ・ 要支援の子への支援 ・ 関係機関との連携	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ①みんな同じでなくていい。子どもが自分らしく生きる権利を大切にしてほしい。 ②家の中でも外でも、大人も子ども同士でも、子どものプライバシーを守ってほしい。 ①大人が子どもの選択を潰すんじゃないくて、未来を作る手助けをしてほしい。（自分にできることはやるけど、ひとりでできない事は手伝ってほしい。） など	
第 6 条	地域社会における権利の保障	・ 安全、安心な環境 ・ 意見表明の機会の提供 ・ 休む、遊ぶ機会の提供	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ①子どもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい ⑤子どもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。 など	
第 7 条	子どもの権利の普及啓発	・ 学ぶ機会 ・ 積極的な周知、啓発 ・ 青梅市子どもの権利の日	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
	第 3 章：子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進			
第 8 条	虐待の防止	・ 虐待への対応 ・ 相談体制の整備 ・ 虐待を受けたときの支援の提供 ・ 関係機関との協力（早期発見） ・ 関係機関との協力（支援の提供）	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。 など	
第 9 条	いじめその他の権利侵害への対応	・ 予防および早期発見 ・ 関係機関との協力（支援の提供） ・ 再発防止	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。 など	
第 1 0 条	子どもの居場所	・ 居場所づくりの促進 ・ 子どもの意見表明の機会提供	③家や学校以外で安心できるような場所を増やしてほしい ③得意なこと好きなことに思いっきり熱中したり、友達とおしゃべりしたりできる場所をつくってほしい。 ①子どもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい など	
第 1 1 条	子どもの意見表明や施策への反映	・ 意見表明の機会の提供 ・ 子どもの活動の支援（意見表明の機会の促進） ・ 意見表明促進のための支援	①子どもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい ①どんな道を選んでも、応援してほしい。（はじめからできないと決めつけてほしくない。まずやってみたい。挑戦したい。） など	
第 1 2 条	健康と環境	・ 健康維持および促進 ・ 良好な環境での育ちを支援	②子どもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。 ②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。 ②ごみのないきれいなまちにしてほしい。 など	
	第 4 章：子どもの権利を保障する大人の責務			
第 1 3 条	市の役割	・ 保護者、育ち学ぶ施設、市民と協力・連携 ・ 関係機関と協力し、子どもの権利侵害を防止、救済する ・ 他機関が役割を果たせるように支援する	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
第 1 4 条	保護者の役割	・ 子どもの養育に責任があることを踏まえ、子どもの権利を理解、尊重し、最善の利益を第一に考え、安心して生きる環境を育む ・ 養育、子育てに関して関係機関に相談、支援できる ・ 他機関と協力し、子どもの権利を保障するまちづくりを促進	（はじめに） この条例の主役は、子どもたちです。子どもの意見や思いを受け止めて、子どもたちにとって最も良いことは何かを考えてつくりました。	
第 1 5 条	育ち学ぶ施設の役割	・ 学び、体験、遊びを通じて、自分らしく安心して生き、育つ環境を確保 ・ 他機関と協力、連携（子どもの権利を保障） ・ 他機関と協力、連携（権利侵害の防止、救済）	④様々な体験、経験ができるようにしてほしい。 ④自分のペースで学ばせてほしい。（休みたいと思った時には休めるように、他の人と比べたりしないで自分のペースで。） など	
第 1 6 条	市民の役割	・ 子ども権利を保障するまちづくりの推進 ・ 仕事と子育ての両立（事業者）	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
	第 5 章：条例の推進体制			
第 1 7 条	推進計画	・ 子ども計画の制定 ・ 子ども施策のについての計画 ・ 計画策定のために、子どもの意見聴取、機会の提供 ・ 条例促進のために調査、結果公表	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
第 1 8 条	評価と検証	・ 青梅市子ども・子育て会議にて意見聴取 ・ 子どもの意見聴取、機会提供 ・ 結果公表、改善を行う	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
第 1 9 条	子ども会議	・ 子ども会議の設置 ・ 子どもの意見を尊重 ・ 子どもの自主性、自発性の尊重 ・ 子ども会議への必要な支援	（はじめに） 今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように 1 年ごとに見直しをしていきます。	
第 2 0 条	委任	・ 条例の施行に必要な事項は市長が別に定める		